

9月20日(日)～26日(土)は動物愛護週間



ペットを飼うときは 責任と愛情をもって 最期まで飼育しましょう

環境政策課 ☎(582)1154 ☎(583)3911

犬の飼い主の皆さまへ

・犬の登録をしましょう

生後91日以上飼育する犬は、市への登録が必要です。犬を飼いだしたら、環境政策課で登録してください。また、死亡や市内での引越など、登録内容に変更が生じた場合も変更の届出をしてください。

・狂犬病予防注射を受けさせましょう

飼い主には、年1回の狂犬病予防注射の接種が義務付けられていますので、動物病院などで飼い犬への接種をお願いします。また、毎年4月、5月に各会館などで狂犬病予防集合注射を実施します。

なお、狂犬病予防注射は、4月から6月の間に接種をする必要がありますが、本年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため狂犬病予防集合注射も中止となり、接種期間も12月31日まで延長になっています。狂犬病予防注射がまだ済んでいない飼い犬には、12月31日までに接種させましょう。

・ふんや尿の後始末は飼い主の責任です

ペットのふんや尿の放置は不衛生で、近隣住人の迷惑となります。ふんは持ち帰り、尿は水を撒くなど適切に処理しましょう。

・無駄吠えをなくしましょう

飼い犬の無駄吠えを防止するためのしつけをお願いします。一般財団滋賀県動物保護管理協会(☎0748(75)6522)が教室を実施しています。詳しくは、協会ホームページをご覧ください。

・放し飼いはやめましょう

交通事故に遭ったり、人や動物に危害を加える可能性があるため、きちんと首輪を付け、リードでつなぎましょう。



ホームページ

猫の飼い主の皆さまへ

・猫は室内で飼いましょう

近隣トラブルの防止や交通事故、病気の予防のためにご協力ください。

・不妊・去勢手術をしましょう

猫は非常に繁殖力の強い動物です。望まない妊娠を減らすため、手術をしましょう。

・野良猫への無責任な餌やりはやめましょう

野良猫が集まり、周辺の住民にふんなどによる悪影響を及ぼします。餌を与えるのであれば、飼い猫として責任を持って室内で飼いましょう。



飼い犬・猫が行方不明になった、迷い犬を保護した場合

飼い主のもとに帰れるよう次の内容を県動物保護管理センター(☎0748(75)1911)、守山警察署(☎583)0110)、環境政策課に伝えてください。

- ・飼い主(保護した人)の住所、氏名、電話番号
- ・いなくなった(保護した)場所、日時
- ・特徴(種類、毛色、毛並み、性別、首輪の有無と色など)

日ごろから犬の鑑札や連絡先(飼い主の名前や電話番号)の書かれた迷子札をつけることも大切です。